

中世後期ケルンにおけるツンフトと政治統合： 「ガッフェル」体制の意義をめぐって

田北, 廣道

<https://doi.org/10.15017/4494374>

出版情報：経済學研究. 61 (3/4), pp.237-263, 1995-10-01. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



中世後期ケルンにおけるツンフトと政治統合

——「ガッフェル」体制の意義をめぐって——

田 北 廣 道

目 次

はじめに

I. ケルン「市民闘争」研究の歩み：1970年以降を中心に

II. 市民諸層の政治統合の制度としての「ガッフェル」：職人史との関連で

むすび

文献目録

はじめに

中世後期の西欧都市史において「ツンフト闘争・市民闘争」（以下、「闘争」と略す）は、制度変革の一大節目として、あるいはこの時期周辺農村社会を捉えた「農民闘争」にも比肩可能な都市の政治・社会運動として、内外学界で幅広い関心を集めてきた¹⁾。ここで注意を引くのは、「闘争」をめぐる1世紀を越える研究史の歩

みは、そのときどきの都市史の基本潮流を映しだす、いわば「鏡」ともなっていることである。この点を、「闘争」の担い手と密接に関わるツンフト・手工業史の研究動向と絡めて言えば、次の通りである（Kaufhold [32]：Reininghaus [52]：Oexle [50]：Czok/Bräuer [13]：拙稿 [77] [83]）。

19世紀末から20世紀初頭の第一期には、眼前で進行する小経営の没落の行方をめぐる活発な論争のなか、親方手工業者の強固な共同体精神に貫かれた「生業説」の輪郭が形作られた。他方、「闘争」研究は、自由主義的な風潮のなか、手工業大衆による都市貴族の専制支配体制の打倒、つまり貴族都市から平民都市への移行と「民主化」の達成を軸に進められ、「ツンフト闘争」概念と法制的断絶説が、広く受容された。そこに成立したツンフト体制下の都市の経済につき、ツンフト原理の貫徹による経済活力の低下が主

1) 近年ドイツ学界では、チョクとマシケに代表され、長く支配的学説の地位にあった「市民闘争」論が正面から狙上に載せられており、一部では「ツンフト闘争」論への先祖帰りの想起させるかのようになり、法制的断絶にも傾斜しつつ軌道修正が進められている（Czok [12]：Maschke [40]）。この最新の潮流に関しては、E. イーゼンマンが簡にして要を得た概観を与えている。特に「闘争」勃発の要因として都市内外諸力の重層的作用の抽出、職人運動や対聖職者闘争を含む他の政治・社会的運動との結びつきの注目を始め、今後継承さるべき点が多い（Isenmann [31], 191-209）。なお、そこに掲げられた文献目録から判断する限り、80年代の業績は2点に留

り、70代を頂点として研究は沈静した印象を免れないが（Ehbrecht [15]：Boockmann [10]）、新たな試みがないわけではない。一例を挙げれば Simon-Muscheid [56]は、15世紀パーゼルの未然に摘発された2「闘争」を素材に、ツンフト会館・酒房を核とした職能的・地縁的な情報ネットワークやツンフト内門閥形成との関連を検出し、新生面を開いている。わが国の代表的な業績に、瀬原 [66]、服部 [68]、森田 [71]、斯波 [63] [64] [65]、林 [69]、江川 [61]、野崎 [67]、田北 [72] がある。ツンフト・手工業史の最新の成果も摂取し、中小都市も含め「地域史」の観点からする「闘争」研究が、今後の課題とならう。

張されたことは、周知の通りである。1940年代から1960年代の第二期には、第二次大戦後の「奇跡の復興」と総称される重化学工業の急成長のなか、手工業には過去の「遺物」のレッテルが貼られて、ツンフトを技術革新・近代的進化への阻害要因と見なす「生業説・反動テーゼ」が、歴史学方法論の違いを越え広く定着した。その間、1960年頃を境に「闘争」研究に大きな変化が生じた。都市史全体に通底する法制史から社会経済史への重心移動と社会構造・指導層研究の急速な進展とを受けて、政治的指導層の社会的連続説が提示され、所有市民の政権争いを軸とした「市民闘争」概念が「ツンフト闘争」にとって代わった。この動きは、戦後「民主主義」の本質の再検討を余儀なくするような、厳しい管理社会への移行という時代状況の反映とも見なせよう。1970年以降の第三期には、都市史全体に共通した問題意識の革新と方法の多様化にも支えられ、「ツンフト史から学際的な手工業史」(Reininghaus [53], 49-51)への裾野の拡大が進み、静態的な「生業説」が解体された。残念ながら、これまでのところ普遍性をもつ代替理論は、提示されていないが、近代化の促進要因・阻害要因と先見的に色分けすることなく、それぞれの時代・地域状況のなかに的確に位置づける方向が打ち出されてきた。角度を変えて言えば、中世都市史の研究動向に対応するかのように、地域レベルの「全体史」の形で動態像の構築が進められて興味深い(拙稿 [75] [76])。その間、「闘争」研究に関しては、都市社会構造に関する重厚な成果をもとに、上記の連続説の肉付けが図られるなか、法制的断絶説から社会的連続説への揺れ過ぎた「振り子」の軌道修正も、進められている。換言すれば、「闘争」の原因・形態・経緯・結果の全体でなく、

その結果から運動全体を裁断する手法への反省のもと、都市内外の複合的要因を視野に収め、指導層の社会的な連続のなか法制的な断絶局面を冷静に見据える姿勢が台頭してきたのである(Isenmann [31], 190-8)。

このように我々は、現在、動態的ツンフト像に基づき、連続・断絶の両局面を睨みながら、新たな「闘争」論を構築する課題に直面している。本論では、この課題に対し地域史の立場から接近する。それは、これまでも様々な機会に述べてきたように、そして近年ヘルゲメラールからも指摘されたように、「闘争」研究の基本視角として、さらに中世後期都市史の接近方法として、地域史の重要性が広く認識されているからに他ならない(Hergemöller [24], 40-1: 拙稿 [75] [76] [82])。

ところで、本論では都市ケルンを対象に選んだが、その理由を挙げれば、次の通りである。第一に、1396年「闘争」後ケルンに成立した「ガッフェル」体制は、個々の都市を越え地域全体にまたがる問題をなしている。すなわち、ケルン「ガッフェル」体制に類似の制度は、下ライン都市多数にも成立しており、特にH. レンツェからはライン地方の「ツンフト地域類型」の原型にも掲げられている(Lentze [37]: レンツェ説の理論的骨格と、今日の研究水準に照らした意義と限界については、拙稿 [80] を、下ライン諸都市におけるガッフェル類似の制度の形成については、拙稿 [81], 892-3を参照せよ)。その意味から、レンツェ説を叩き台にした「地域類型」検証にとり、不可欠の作業をなすのである。第二に、「闘争」研究史上ケルンは、理論構築の重要な素材とされ、いわば研究史の焦点に位置してきたことを忘れてはならない(Czok [12]: Luther [39]: Isenmann [31],

190-8)。第三に、「闘争」史とツンフト・手工業史との双方で最新の業績を手にてでき、既述のように、動態的なツンフト像と絡めた「闘争」の再検討にとって絶好の条件を備えている。ドイツ学界で「闘争」研究が下火となる80年代以降も新業績が相次ぎ発表され、同時にツンフト・手工業史でも、最新の成果を網羅的に摂取したイルジーグラーの業績を手にてできるからである (Herborn [22] : Militzer [44] [48] [49] : Looz-Corswarem [38] : Irsigler [27] [29] : 拙稿 [59] [60])。

なお、本論の考察手順を略述すれば、次の通りである。第1章では、19世紀後半以来1世紀を越えるケルン「闘争」に関する研究史を概観し、問題点の摘出と接近視角の確定とを行う。続く第2章では、ガッフェル体制のもつ市民諸層の政治統合の制度としての側面に注目し、特に職人参加の意味を、ツンフト・手工業史の最新の成果を念頭に中世後期「経済構造の転換」と絡めて考察する。ただ、あらかじめお断りしておくが、本論の対象は、14世紀後半～16世紀初頭に頻発した「闘争」のうち、ガッフェル体制成立の直接の契機となった1396年「闘争」に限定される (後掲の表-1の略年表を参照)。

1. ケルン「市民闘争」研究の歩み：1970年以降を中心に

1396年ケルンに成立した「ガッフェル」=「同盟文書」体制は、その後、わずかな修正を施したただけで18世紀まで存続し、文字通りケルン国制史の基本的枠組みとなった。このケルン国制史上の画期となったガッフェル体制の成立は、これまでも幅広い関心を集め、様々な解釈も与えられてきた。一例を挙げれば、「地域類型」

論の提唱者のレンツェは、手工業者の市政掌握によるツンフト自治・政治機能の頂点と捉えており、他方、イルジーグラーは、「ツンフト体制」との短絡を始め、その後の議論紛糾の一因ともなったツンフト概念に触れ、同職組合として経済ツンフトと、それを母体に編成された政治ツンフトとの峻別の必要を力説し、併せてガッフェル構成員の複合性や商人・旧都市貴族家系の市政への影響の存続にも注意を喚起した (Irsigler [30])。このようにガッフェル体制の理解の仕方は、制度変革の節目である「闘争」の解釈と密接に結びついている。そこで、R. バルト、W. ヘアボルン、K. ミリッツァーの業績を手がかりに研究史の歩みを3期に分けて追究し、各時期の特質を抽出しながら、問題の所在を明らかにしよう (Barth [09] : Herborn [21] : Militzer [44])。その際、論述の重心は、おのずから第三期に置かれることを、お断りしておく (表-1の略年表を参照)。

第一期は、自由主義的な時流のなか、手工業者による都市貴族の専制支配の打倒と民主化の達成をライトモチーフにした、いわば法制的な断絶説の全盛期に当たる。L. エネン、H. コイセン、F. ラウ、C. ヘーゲルらこの学説の代表者は、いずれも14世紀後半ケルン都市書記官のG. ハウヴェの手になる年代記、『新たな記録簿 dat nuwe boich』(CS-12, 267-309)を主な史料基盤として議論を繰り広げ、都市貴族対手工業者の対立形態と「ツンフト闘争」概念との定着をもたらした (Keussen [34] : CS-14, Einl.)。エネンとラウの言葉を借りて、それを表現すれば、次の通りである。「ツンフトは、彼らの要求を簡単に撤回するつもりはなかった。市参事会の対応が冷淡となるにつれ、ツンフト会館において市参事会・参審人団に向けられる論

表(1) 中世後期ケルン史略年表

年	事件	事件の概要	都市制度の変化
1264	Ulrepforte の闘争	新旧市街の指導層内紛。オーベルシュトルツ派の勝利	参審人・リッヘルツェへに対する小参事会権限の拡大に弾み
1318			大参事会の史料初出
1364	Bayenturm 関税事件	毛織物工・アイゼンマルクト等の反発により撤回。	小 (15: 門閥), 大 (82: 教区)
1367	レントマイスター R. Grin の公金横領事件	財政管理の小委員会設置 (小1, 大2)	
1367/70	騎士 E. Birklin との私闘	ラント平和会議での不利な裁定に対する市参事会員の責任追求へ	
1370/71	「織布工支配」	参審人の市参事会からの排除とリッヘルツェへの解体	小 (15: 門閥), 大 (50: 手工業者)
1371/72	「都市貴族反動」	商人ガップェルの大参事会からの排除・他 Z の不満/葡萄酒税・地租への反発, Z への徹底的制裁	小 (15: 門閥), 大 (31: 有力市民) 参審人・リッヘルツェへの一部復権
1375/77	「参審人戦争」	ユグヤ人裁判をめぐる大司教の支援を受けた闘争と和解。	
1391/96	「門閥間競争」	グライフェン党 (新商人=大参事会派) → 大・小参事会の対等を狙う フロインデ党 (参審人・小参事会派) → 反動に成功, 大参事会権限制限	
1396	「市民闘争」	フロインデ党の約束不履行と商人・手工業の蜂起。6月暫定参事会の設定・9月「同盟文書」体制	市参事会の一元化・唯一の都市当局へ。44人委員会の新設 (22Gから36, 市参事会互選13グブレヒ)
1473/75	ノイス戦争	カール豪胆王・ケルン大司教の包囲戦=潰滅的な財政破綻の契機	
1481/82	「市民闘争」	アクチーゼ強化・貨幣貶質を契機とした市民の反抗。	市参事会員のガップェル割当の均等化要求
1512/13	「市民闘争」	財政問題・石工 Z の首長選挙をめぐる内紛を発端。「改訂文書」公布。	「Gesindel」の初参加と改革要求

(註) 略号, Z→ツンフト, G→ガップェル

[典拠] Herborn [21], 64-131: Looz-Corswarem [38] から作成。

調は、ますます先鋭化した。多数の者が、武力によって門閥の傲慢さをくじくことを主張したが、過半数を越える者は、穏便な手段による目的の達成を希望した」(Ennen [18], 807), 「同盟文書は、過去の伝統からの完全な断絶と見なせる。それは、あらゆる階級差別を一撃のもとに取り除き、市民の一大共同体を創出した」(Lau [35], 159)と。この見解は、現在では上記の年代記の階層的偏向性とも絡めて、その限界が指摘され退けられている。例えばバルトは、

「都市書記官ハウヴェの手になる偏向文書 Tendenzschrift で、その数十年間(1360~1396)のケルンの歴史を、新市参事会の立場から、すなわち腐敗に満ちた都市貴族支配と共同体の受難の歴史として描きだしている」(Barth [09], 236) と表現したが、『年代記』冒頭の次の文言に鑑みると、十分に首肯できるのである。「以下のことは、過去36年間に都市ケルンにおいて、自ら門閥と称する人々、参審人・彼らの友人・党派、および市参事会経験者によって

中世後期ケルンにおけるツunftと政治統合

行われてきた出来事であり、都市ケルンと共同体に回復できないほど莫大な損失と支払いと亀裂を生み出した」(CS-12, 272)。

この第一期の業績のなかで、同じ法制的断絶

説をとりながらも、特異な地位を占めるのが、W. シュタインである(Stein [57])。14-15世紀ケルン法制・行政関係文書集の編者として史料基盤を大きく拡大し、特に10年毎に更新され

表(2) 中世後期ケルンのガッフェル編成

G(HZ)	HZに属する職種	Gに属するZ	その他の職種	R	PR	1417
毛織物工		剪毛工, 白鞣工, ティルタイ織工	縮絨工, 光沢仕上工 羊毛染色工, Zeuwer	4	3	152
アイゼンマルクト				2	*5	57
シュワルツハウス		染色工	大青商	2	2	78
金細工師	金箔師			2	2	77
ウィンデック				2	2	141
毛皮細工師				2	1	42
ヒンメルライヒ				2	2	72
絵師	ガラス細工師, 指物師	紋章師, 鞍作工		1	1	31
革紐細工師				2	2	27
石工	大工, 指物師	箱作工, 屋根葺工	木彫師, にかわ師	1	1	65
鍛冶屋	車大工, 錠前師	真鍮細工師, 釘作工		2	1	78
パン屋			粉挽き	1	1	54
ビール醸造人				2	1	42
ベルト加工師		鞣皮仕上工, 針作工, ロクロ師 袋物師, 手袋工, 銅加工師		2	1	61
肉屋				1	1	26
魚屋				2	1	34
仕立屋				1	1	47
靴屋	木靴屋, 子供靴屋	皮鞣工, 靴直工		1	1	59
甲冑工		鞆作工, 刀鍛冶, 理髪屋		1	*1	50
錫鋳物師		馬具師, 綱作工		1	0	30
樽作工			ブドウ酒小売	1	1	82
敷布織工		毛布織工, 亜麻織物工, ペルヘント織工		1	1	68

註(1) 略号: G→ガッフェル, HZ→主要ツunft, Z→ツunft, R→市参事会の割当て議席, PR=1396年6月24日に結成された暫定参事会におけるZ・G代表27名の帰属数。アイゼンマルクトの代表5名は、Z・G代表とは別グループ=有力市民15名に含まれ(Herborn [21], 301-3), 甲冑工の1名は同ガッフェルに編入された鞆作工からのものである。(典拠), PRを除き, Loesch-I, 148-9。PRは, Stein [57], 297-8。

註(2) 1417: 同年ケルン大司教・ベルク大公との戦後処理費調達のため, 富裕市民1373名に賦課された人頭税の徴収記録で, Militzer [06], IIIの表-1による。

る都市基本法、『誓約簿 Eidbuch』の精緻な分析から、この時期の制度発展の基本線を、大参事会に足場をもつ中産市民＝ゲイマインデの影響拡大と理解する。その際、シュタイン固有の論点として注意を引くのは、1396年9月「同盟文書」の発布＝ガッフェル体制の成立を、1360年代から1396年6月「革命」までの一連の政治事件の延長上で連続的に捉える、それまでの姿勢を放棄したことである。すなわち、1396年6月「闘争」勝利直後に組織された暫定参事会の階層的な構成——旧門閥5（別に市長1）、富裕市民15（市長1を含む）、ツンフト・ガッフェル27——に象徴的に表現されるように、旧都市貴族の市政からの完全な排除は当初の狙いではなく、その後の基本法制定に携わった13人委員会の産物に他ならなかった（表－2参照）。端的には、「同盟文書の制度は、何か新奇なものである。その導入を、門閥を完全に排除しようとする切迫した要請からは、十分に説明できないし、ケルンの先行制度に模範を見いだすこともできない。この点で外部制度の影響、つまり都市外の模範への追随を仮定せざるをえない」（Ebenda, 299）と、経済的にケルンと緊密な関係にあった低地諸邦の都市（ユトレヒト、リエージュ、デフェンター）からの制度移植が結論される（その追随者に、Lau [35], 160；Loesch-I, Einl. 140がある。）そこでは、暫定参事会設定までの改革案の原型を1391－96年門閥間党争期のグライフェン派の構想に求めて、すでに第二期の連続説に通ずる観点も打ち出されているが、『新たな記録簿』の過信に反省を迫った意義は大きい。しかし、この市民諸層の当初の意図から離れた外部制度移植説は、実証上の困難もあって今日では退けられているが（Barth [09], 240；Miltzer [44], 1－6）、制度変革の節目として

暫定参事会の階層構成に注目する手法は、第三期の指導層研究にも継承されることになる。

いずれにせよ、この「ツンフト闘争」を節目とする法制的な断絶説は、部分的な修正こそあれ、1950年代まで主流の地位にあった。例えば、Th. マイヤー＝マレイは、1396年「同盟文書」の本質を啓蒙期の自然法にも通ずる市民相互の契約関係と、従ってガッフェル体制を、ケルン特有な遠隔地商業依存型の社会経済構造下に達成された「ツンフト体制の一変種」＝民主化と捉えたが（Mayer-Maly [42], 218）、冒頭に掲げたレンツェの見解も、同じ学説的な系譜上にあることを銘記しておきたい。

第二期は、1960年以降の都市史全体の研究方法の多様化を反映して、法制的な断絶説から都市の政治的指導層の連続説への急旋回の時期に当たる。旧東西ドイツ学界でこの方向の研究に先鞭をつけ、リードしたのが、K. チョクとE. マシュケである（Czok [12]；Maschke [40]）。彼らは、「闘争」の推進者が手工業者に限らず、都市貴族・商人をはじめ広範な社会層を包括すること、その本質が所有・財産関係の根本的な変革に迫る「革命」でなく所有市民（小ブル）間の権力闘争にあること、都市指導層は社会範疇の交替のなか社会的に連続すること、の3点に注目して、「ツンフト闘争」概念を退け、同時に「市民闘争」概念を提唱した。この基本線での合意にもかかわらず、両者には、中世後期都市における社会経済的な変化と「闘争」との因果連関の理解をめぐる対立がある²⁾。しかし、

2) チョクが、マルクス＝レーニン主義史学の立場から、それら相互の直接の関連を強調したのに対し、後者は、階層分化・構造転換に伴う利害対立の先鋭化にとり、いわば「緩衝器」の役割を担う様々な次元の共同体的関係の意義を強調し、チョコ説に懐疑的な姿勢を示す（この争点は、Ehbrecht [15]；Endres [17]；Laube [36]にも引き継がれる）。

「市民闘争」概念の定着はもとより、都市社会構造・指導層研究の進展をもたらしたことは、彼らの偉大な功績である (Maschke/Sydow [41])。

ケルン史にこの理論を適用したのが、F. シュタインバッハである (Steinbach [58])。シュタインバッハは、法制度に偏ったそれまでの研究姿勢への反省に立ち、O. ブルンナー流の「社会集団の利害状況に規定された国制史」の手法に基づき、既刊の研究文献を手がかりに理論的整理を試みた。その主要な論旨は、次の2点に要約される。

一つは、1396年「闘争」後の制度変革の成果を、広範な市民の市政参加＝民主化とではなく、W. ホルトシュミットに従って、大・小参事会の併存の解消、つまり市参事会の一元化による集権化と理解したことである (Holtschmidt [25])。その際、制度変革の連続性の論拠に挙げられるのが、1396年6月に組織され、旧都市貴族・富裕市民・手工業者・商人から構成される暫定参事会の同年9月「同盟文書」発布後に至る存続と、1391/96年門閥間競争期のグライフェン派による市参事会一元化要求の提示とである。他方、市参事会の協議機関として44人委員会のチェック機能——1396年「同盟文書」によれば、軍征・同盟締結、他都市・領主との協定締結、世襲・終身定期金販売、一度に1000グルデンを越える支出 (Stein-I, 188) ——の実効性も、市参事会による44人委員会の召集権掌握を理由として低く評価する。それに続いてシュタインバッハは、都市指導層の社会的な連続性を、次のように印象的に表現した。「手工業ツンフトの決定的な影響について語ることはできない。…実際それは、より古い時代には貴族の、そしてより新しい時代には民主主義の外皮を被った

金権政治にすぎなかった。1396年まで重い騎士鎧に身を包んで闊歩していた富裕者の団体は、その本質を変えることなく同盟文書・(1513年)改訂文書の民主的外皮のもとで存続した」 (Steinbach [58], 687-90) と。ただ、ケルン財政のアクチーゼ依存型の構造とも関連して、社会構造研究に不可欠な租税徴収記録が伝来しないため、「ケルン制度史を指導的人物の生活像で補完する必要」 (Ebenda, 685) という上記の方法の確立は、今後の課題に残されることになった。

この学説は、その後の研究方向を決定づけた。一例を挙げれば、T. ディーデリヒは、1074～1918年ケルン革命史を扱った73年の著書においてシュタインバッハ説を忠実に継承する (Diederich [14], 35-40)。特に、1396年「闘争」後の市民・住民の全員加入による民主的原理の確立という「ロマンティックな幻想」の克服と、M. ウェーバーの経済的余暇 *Abkömmlichkeit* 概念を援用した、富裕市民＝遠隔地商人家系による「専制的な名望家支配」の存続との点で、そうである。そして、ブルンナー流の国制史の方法に則して、シュタインバッハ説の当否を問うのが、第三期の課題となる。

第三期を代表するのが、W. ヘアボルンとK. ミリツァーである。この両者は、国制史の手法の踏襲という共通性にもかかわらず、1396年ガッフェル体制の解釈の点で意見の対立がある。前者が、都市の政治的指導層の社会的出自・経済基盤に関する精緻な検討を踏まえ、社会的な連続のなかの法制的断絶を辿るのに対し、後者は、不動産登記簿の分析から市民の階層分化を追究し、併せて商人ガッフェル構成員の人物史的検討を基礎に、政治的指導層の社会範疇の交替のなかの連続を確認して、シュタインバッハ

説を極限まで押し進めた。しかし、両者の見解の相違は、1396年「闘争」の前史をなす、14世紀後半の国制的発展の解釈の微妙な食い違いに起因するので、その検討からはじめよう (Herborn [21], 64-131の叙述に依拠している。表-1の略年表も参照)。

13世紀前半から1396年6月に至る制度変化の基本線は、市参事会による他の共同体機関(参審人団・リッヘルツェへ)の権限の蚕食と吸収、それを通じた唯一の都市当局への上昇と捉える。都市領主=ケルン大司教の上級裁判権を代行しつつ裁判・行政を担当する参審人団と、その構成員から市長2名の選出権と商業・手工業監督権とをもつリッヘルツェと並び³⁾、まずは小参事会(1216年に史料初出)が、次いで大参事会(1318年に史料初出)が形成され、相互に競合しつつ1396年に一元化される。そして、この3機関の間での権限移動と、政治的な指導層の経済基盤の変化——遠隔地商業から都市市場独占・金利生活者への転化——に伴う社会範疇の交替の周期とを重ね合わせて考察する点でも、相通するものがある。換言すれば、「闘争」は、富裕市民間に醸成される経済力・政治権限のアンバランスを取り除く、一種の社会的な均衡回復過程と捉えられ、その限りでイルジーグラールも、同じ立場にあることを確認しておきたい (Irsigler [26])。この指導層の範疇交替劇の進行を、13世紀半ばまで遡及して略述すれば、下記の通りである。

13世紀半ばの新旧市街に拠点をおくヴァイゼン派とオーベルシュトルツ派の主導権争いは、

3) 参審人団は、1396年直後の数年間を除き1448年まで都市貴族から独占され、他方、リッヘルツェは、1370年「織布工支配」期の一時的解体と、1371年「反動」後の一部復権を経て、1396年「闘争」後には最終的に解体される (Herborn [21], 64-9)。

1268年ウルルポルテ戦で後者の勝利に終わり、下記の引用に明らかなように、市参事会の大幅な権限拡大とケルン大司教の市政への影響の後退をもたらした。「都市の権限領域における参審人団・リッヘルツェへから市参事会への重心移動は、参審人団と対照的に都市領主から独立した合議団の市参事会が、より強大な地位の達成を意図したため、都市の政策への大司教の影響行使の排除を促進した」 (Herborn [21], 75-6)。その後、この政治的指導層は、1320年頃から次第に閉鎖傾向をつよめ、独自の自意識と姻戚関係で相互に堅く結ばれた、およそ30家系に限定されるようになる (Herborn [20])。

この状況に根本的変化をもたらしたのが、14世紀半ば以降の手工業ツunft・商人ガッフェルの台頭である。彼らの主導下に行われた一連の政治闘争——1364年バイエントゥルム関税事件、1367年都市会計局のレントマイスターのR. グリンの公金横領事件、1367/70年騎士E. ビルクリンとの私闘処理の糾弾——は、門閥層の市政独占を土台から揺すぶることになった。しかし、1370/71年の「織布工支配」を、文字通りの手工業者による政権奪取と取り違えてはならない。「いわゆる織布工支配は、織布工・他のツunftと(市参事会派・参審人派の対立を受けた)一部の都市貴族との間の妥協に依存していた。この妥協によって、参審人は市参事会から排除され、他方、市参事会は、都市貴族の構成する小参事会と、ツunft、殊に織布工が多数を占める大参事会とが併存する形で存続した」 (Herborn [21], 99)と、手工業者・商人と一部の都市貴族の妥協の体制と理解されている。この妥協体制は、1371年には早くもほころびを見せ、商人ガッフェルと一部の手工業ツunftの支援を受けた都市貴族の「反動」が生じた。

それを境に参審人・リッヘルツェへは旧来の権利を一部回復し、それと対照的にツンフト自治は、大幅に制限された。その後、1375/77年大司教・参審人と都市の間にユダヤ人保護権の帰属をめぐり発生した「参審人戦争」を間奏曲に挟み、1391/96年の門閥間党争——新興商人20数名を核とし大参事会に足場をもつグライフェン派と、参審人・小参事会家系を中心とする50名ほどのフロインデ派——のなか、1396年6月に商人ガッフェル・手工業ツンフトによる制度変革へとつながっていく。

ところで、この制度変革の担い手と「闘争」を契機とした連続・断絶局面との捉え方の点で両者には微妙な意見の相違がある。ヘアボルンは、1396年ガッフェル体制の評価に当たり、都市内諸階層の間の上述のような勢力配置と、同年6月設定された暫定参事会の階層構成とに注目して、旧都市貴族・富裕市民・中産市民の妥協的性格を強調する。この妥協的な性格は、同盟文書により確立された、次の諸制度に鮮明な刻印を留めている。すなわち、①市参事会員選挙における2重構造、とくにガッフェル代表36名以外に市参事会員の互選による13名の「ゲブレヒ」制度は、独自のガッフェル形成を認められなかった旧都市貴族と、14世紀後半の政治闘争を指導した商人ガッフェル（富裕市民）の利益に沿ったものという（表-2参照）。事実、1396年12月「同盟文書」に基づき実施された最初の市参事会選挙でこのグループ選出のゲブレヒ代表は5名を数え、逆に中産市民選出の代表は皆無である（表-3参照）。②1396年6月の暫定参事会の議席構成に準拠した、ガッフェル間の市参事会員の定足数配分。表-2から明らかなように、ゲブレヒ代表から獅子の分け前を得た商人ガッフェル=アイゼンマルクトの議席数は削

減され、その分、他のガッフェルに割り振られる形で微修正された（表-2参照）。③富裕市民に有利なゲブレヒ制度と議席配分の代償として、中産市民の要求を容れたガッフェル代表=44人委員会の新設。それは、都市共同体全体に関わる重要要件につき市参事会との協議権をもち、いわば市参事会のチェック機関となった。

このようにガッフェル体制は、ヘアボルンから市民諸層の妥協の産物と理解されているが、だからといってシュタインバッハ流の「民主主義の外皮を被った金権政治」の連続性が、一方的に強調されるわけではない。制度的な連続・断絶の両面の摘出から、ケルン国制史における一大転換点の意義が再確認される。①断絶的側面には、市参事会選挙方法における家系原理からガッフェル原理への変化、市参事会の定数増加と2年間の再選禁止規定による「政治権力の門閥から市民として選挙権・被政治権を享受する家族集団への分散化」、都市要職経験家系の大幅な裾野拡大が⁴⁾、②連続的側面には、暫定参事会を含む1396年以降の政治的指導層の人的な連続、市参事会員の1年任期・2年間の再任禁止、市参事会役職構成、参審人団における旧都市貴族家系の優位が、それぞれ挙げられている（Herborn [21], 319-23）。

この連続のなかの断絶の観点には、1396年以降の指導層の社会範疇交替のなかの連続の解釈にも生かされている。15世紀半ばから少数家系の都市要職（とくに市長職）独占が再生し、「同盟文書の理念と現実の乖離」（Herborn [23]）が顕在化するが、それは決して「同盟文書」の意図

4) 1396-1450年旧都市貴族の市長職就任率は12%前後と低いことから、ホルトシュンツト=シュタインバッハ流の指導層家系の連続説は、誇張だとして退けられる（Herborn [22], 34-5）。

表(3)-1 ゲブレ市参事会員に占めるガッフェルの比率

ガッフェル	1396	05	15	30	45	55	65	75	85	1495	05	15	25	35	45	
	-1401	-10	-20	-35	-50	-60	-70	-80	-90	-1500	-10	-20	-30	-40	-50	
アイゼンマルクト	14	22	37	26	20	19	15	12	4	2	4	4	2	4	2	187
シュヴァルツハウス	9	12	12	10	9	7		5	3	2		1	2			72
ウィンデック	3	13	16	19	11	12	13	8	10	13	7	13	8	9	6	161
ヒンメルライヒ		1	1	7	6	2	3	6	1	1	4	1	1		2	42
アーレン(革紐)		1				1	7	4	1	1		1	1	4	4	29
金細工師	3	2	4	6	4	7	8		7	4	8	3	2	1		71
毛織物工	4	3	2	6	6	7	13	14	10	8	10	11	12	11	6	123
ビール醸造人	1		1		1		1	2		2	2		2	2		14
鍛冶屋		2				1				3	1	3		2		12
絵師		2			1						2	2				7
靴屋				1	3	4	2	2		1	4	5	2	2	1	27
甲冑工				2		1			1	1		1				6
魚屋					1	1	1	1	3	5	3	2	2	1	3	23
樽作工					1	3	1	1	4	1	3		3	4	3	25
ベルト加工師						1	1		1	5	2			3	2	15
パン屋						1		1			2				2	6
毛皮細工師						1		1	2	1			4	2	1	12
リンネル織工						1		1		1		1				4
肉屋									1	3	2	2	1	1	5	15
石工									1	1	2	3	1	1		9
仕立屋									1	1	2	1		1	1	7
錫鋳物師													3	2	1	6
不明	43	20	4	1	14	20	11	7	18	23	21	28	33	30	40	313

[典拠] Herborn [22], 31.

表(3)-2 市長職に占めるガッフェルの比率 (ガッフェル所属が判明する限りの分)

ガッフェル	1396-1429 在職年(%)	1430-49	1450-74	1475-1500	1501-25	1526-50	
アイゼンマルクト	41 (70.6)	19 (45.2)	30 (57.7)	12 (25.5)	6 (11.1)	4 (8.0)	112
シュヴァルツハウス	11 (19.0)	14 (33.3)	5 (9.6)		10 (18.5)	3 (6.0)	43
金細工師	3 (5.2)	1 (2.4)	5 (9.6)	2 (4.2)			11
毛織物工	3 (5.2)	1 (2.4)	2 (3.8)	6 (12.8)	5 (9.2)	5 (10.0)	21
ウィンデック		4 (9.5)	4 (7.7)	14 (29.8)	13 (24.1)	15 (30.0)	50
ヒンメルライヒ		3 (7.2)	6 (11.5)	7 (14.8)	1 (1.9)		17
魚屋				4 (8.5)	14 (29.9)	19 (38.0)	37
パン屋*				2 (4.2)	4 (7.4)		6
樽作工					1 (1.9)	1 (2.0)	2
毛皮細工師						3 (6.0)	3

* Irsigler [26], 70-71は鍛冶屋ガッフェルに分類するが、パン屋から市参事会員に選挙されている

[典拠] Herborn [22], 35.

した結果ではなかった。ヘアボルンは、特定家系の要職掌握における状況変化を、市長職ないし4回以上ゲブレヒ職の経験者数を指標に追跡して、1396/1420年が経験家系数の多さと再選家系の少なさで群を抜くことを明らかにした(表-3参照)。その数字だけを紹介すれば、次の通りである。1396/1420年の市長職経験家系は27(そのうち1期限りの経験者は19)、ゲブレヒ家系は31:それに先行する1370/91年に市長職経験家系は17、1374/96年4回以上小参事会員経験家系は20:それに続く1421/50年に市長家系は20(そのうち1期限りは7)、ゲブレヒ家系は40。このように、1396年「闘争」からおよそ1世代を経た、1421年が節目をなす。この間の事情は、「闘争」直後の要職経験者の不足からも説明できようが、特定家系による要職独占の回避を図る「同盟文書」の理念が、比較的良く実現されたというのだ。この少数家系の要職独占傾向は、1420年以降指導層の社会範疇の交替と旧門閥家系の再登場など質的变化を伴いながら進行し、1450/70年代には市参事会員の被選挙資格の厳格化やガッフェルの市参事会選挙への干渉も行われ、1396年以前にも増して強権を振るうようになる。ヘアボルンに従えば、15世紀後半に顕著となる少数家系の要職独占は、「同盟文書」の理念の反映というよりは、むしろ15世紀中の発展の産物だったのである。

他方、ミリッツァーは、1396年「闘争」の推進者とガッフェル体制の起源を、ともに商人ガッフェルに求めて、指導層の社会的連続説を極限にまで押し進めた(Militzer [44] [46] [49])。その際、商人ガッフェルと中世盛期商人ギルドとの系譜的連続を説く通説の批判から始め、特に近年発見された商人ガッフェル関係の文書と、1417/18年富裕市民1373名の人头税徴収記録と

に基づく綿密な人物史的研究から、中世後期起源説を代案として提示した(通説の代表者に、Loesch-I. Einl., 135-40がある)。その論点は多岐にわたるが、商人ギルドとの系譜的な断絶説を紹介しよう。双方は、商人の自発結合や非係争法に基づく平和・法団体の特質を共有する。その反面、11-12世紀サン・トメール、ヴァランシエンヌ、ティールの商人ギルドに典型的に見られる、成員間の相互扶助義務ないし特定地域訪問商人・特定商品取扱商人の加入強制は欠如して、鮮明な対立点もある。換言すれば、商人ガッフェルは、かつて遠隔地商人の人的結合であるギルドが担当していた諸機能が、都市当局により順次吸収された後の時代の産物として、その語源となった「食卓共同体」に名残を留める緩やかな商人組織に過ぎなかった。それに続き、個々の商人ガッフェルの検討が行われるが、この場ではアイゼンマルクトとヴィンデックを中心に検討しよう(表-4参照)。

アイゼンマルクトは、14世紀後半の最も重要な商人ガッフェルとして、市政にも多大な影響を与えた。1360-71年毛織物工ツunftと同盟して制度変革を主導し、1396年以降もゲブレヒを始め都市要職者多数を輩出したことは既述の通りである(表-3)。しかし、その名称に欺かれて、鉄取扱商人の団体や鉄市場との緊密な結びつきを想定してはならない。ケルンに鉄取扱商人のギルドは、かつて存在したことはなく、1417年人头税徴収記録に記載されたガッフェル成員57名のうち、この職種従事を確認できるのは、1名に過ぎないのである。また、アイゼンマルクトの表現の史料初出は1365年不動産登記簿上と遅く、中世盛期まで起源を遡及することは不可能である。1354年「鉄市場・郊外の聖霊施療院の兄弟団」の表現を含む一文書も、緩や

表(4) 14世紀商人ガッフェルの起源と特質

ガッフェル	史料初出	構成メンバー	その活動に関する証言
アイゼンマルクト (Eisenmarkt)	1365年 「不動産 登記簿」	鉄取扱商人団説の限界摘出 →1417/18年史料による 職業確定=対応関係の希 薄	* 1354 fraternitas s. Spiritus de foro ferri et de sublobis 癲病院の後援=兄弟団結成・宗教的 活動を示唆 * 1364 Bayenturm 関税事件以降, 強い政治的影 響力。(表-1, 3を参照) * 16世紀規約伝来: ツンフト類似の規律
ヴィンデック (Windeck)	1371年 年代記 「織布工 戦争」	イングランド商人団説の限 界摘出→同上/14-42年 文書では12名のみがイン グランド商業 アルトマルク居住の商人	* 1442 ガッフェル会館の債務返済のための定期 券売買契約書=公証人文書の発見。成員集会の 出席者58名に関する人物史 * 新規市民権取得者の高い比率=移入市民の受け 皿(55%)=1417史料とも合致 * 市参事会員経験者の高い比率。政治的にも強い 影響力。(表-3を参照)
ヒンメルライヒ (Himmelreich)	1371年 年代記 「織布工 戦争」	ブドウ酒商人が多いが, 他 ガッフェル成員も多数従 事しており, 同一視でき ず	* 1371 「反動」で Eisenmarkt, Windeck ともし も門閥サイドに立つ * 1396 暫定市参事会でも主導的役割
シュヴァルツハウス (Schwarzhaus)	1396年6 月の暫定 参事会	大青商人団説の限界摘出: 1417/18史料との対比	* 1371 「反動」時には知られず, 1396追放門閥の 証言にも登場せず。 * 1396 6月 暫定市参事会に代表, 政治的な活動 を展開。

[典拠] Militzer [46] [47] より作成。

かな宗教・社会的結合の時代的先行を示唆するに留まる。このような組織が, 1364年バイエントルム関税事件を始め, 商人利害に反する政策導入を契機に政治的機能を前景に押し出すことになったというのである。

ヴィンデックに関しては, 最近発見された1442年公証人文書——ガッフェル会館の債務返済のための定期金売買に関する契約書——が, 58人の成員名を載せており, プロソフオグラフィ研究に絶好の素材を提供した(Militzer [47] [06])。ここでも, 既述の人頭税徴収記録の職業名との比較から, イングランド商人中心の組織と見なす通説の立場が退けられ, それに代わりアルトマルク居住の商人組織の性格が析出

される。この史料初出は, 上記のアイゼンマルクトより数年遅く, 1371年「織布工支配」の瓦解を扱った年代記「織布工戦争」においてである(CS-12, 254)。ミリッツァーは, 商人ガッフェルの形成と制度変革運動の時期的な重なり合いに注目し, その重要な機能に政治を挙げる。なお, ヴィンデックは, 市民権の新規取得者多数を構成員に加えて, 移入商人の受け皿の役割を果たしていた。その分, 市政中枢への進出は遅く, アイゼンマルクトに比肩する, あるいは凌駕するのは, ようやく1470年頃からである(表-3を参照)。ついでながら, ヒンメルライヒについても通説の主張は, 職業構成・成立年代の2点で大きく軌道修正されたことを, 付言してお

きたい。他方、シュヴァルツハウスは、1371年「織布工戦争」でなく、1396年6月の暫定参事会に初めて登場し、その後発性と政治目的優先とを強く印象づけた。

総じて、商人ガッフェルは、14世紀半ば以降旧門閥家系が遠隔地商業から退き都市市場独占・金利生活者に転ずるなか、その空隙を埋めるかのように台頭した、新商人層の社会・政治的目的での結合の位置を占める。換言すれば、門閥の都市要職独占によって新興商人との間に醸成された、経済力・政治権限間のアンバランスという社会的緊張が、1350-60年代に経済・政治的利益の擁護をうたう商人のガッフェル形成を促進したというのである。

以上の成果に立脚しミリッツァーは、商人ガッフェルをガッフェル体制の起源に位置づけて、次のようにいう。「ケルンにおいてガッフェルは、最初、商人の共同体として1350-60年に成立し、とりわけ商人の利害代弁者へと発展した。最初のガッフェルはアイゼンマルクトで、ヒンメルライヒとヴィンデックがそれに続いた。それらは、1396年まで存在したガッフェルのすべてだった。1396年門閥支配の転覆後、商人の指導下に19の政治的ガッフェル——その名称を与えたツンフトに代表されるが、それと混同されてはならない——が作られた。この22ガッフェルが、1396年9月14日の同盟文書によって、都市ケルンの基本法を支える制度となった」(Militzer [46], 143)。

ところで、この見解は、1396年「闘争」から「同盟文書」体制の成立に至る改革の推進力をもっぱら商人ガッフェルに求め、それと裏腹に手工業者・ツンフトには冷淡な目を向ける。ミリッツァーに従えば、「手工業者の市政への影響力が1370/71年(いわゆる織布工支配期)ほど

強かったことは、先にも後にも二度となく」(Militzer [44], 248)、しかも、この影響力の頂点でもツンフトは、門閥の小参事会独占には手を触れず、二三の財政改革で満足したという。さらに、1371年「都市貴族反動」によるツンフト自律権の剝奪と経済的制裁——首謀者の処刑・追放、財産没収、都市当局公認文書の没収、ツンフト会館の取壊し、甲冑・武器の没収、当局に無断の集会開催禁止、ツンフト監視のためオーベルマイスターの新設、ケルン産毛織物へのアクチーゼ設定など——が、追い討ちをかけた(CS-12, 276-8 : Luther [39])。その結果、「手工業者から、効果的な反抗を組織する可能性が奪い取られた。その後、ケルン内政において彼らは、ガッフェル体制下の市参事会開設まで、もはや重要な要素ではなかった」(Militzer [44], 249)。また、新体制の性格規定を考える際に常に引き合いに出される、あの1396年6月の暫定参事会の構成に関しても、6名の代表を送ったアイゼンマルクトの圧倒的な優勢が指摘され、ヘアボルンの提示した市民諸層の「妥協」説より一步後退した印象を免れない。同じことは、「同盟文書」体制の評価にも当てはまる。「暫定参事会の設置は、商人の主導力に帰すことができようが、手工業者とツンフトの支援なしに、新秩序の構築は不可能だった。商人ガッフェルのアイゼンマルクトが、織布工戦争以前に毛織物工・他のツンフトと同盟を結んでいた古い伝統が、おそらく再生したのであろう。毛織物ツンフトに認められた市参事会議席の多さの理由も、その辺りに求められよう」(Militzer [46], 139)と、ツンフトは商人ガッフェルの支援要請により初めて市政に参加した、受動的な存在と片付けられている。

そして、この手工業者の果たした役割の軽視

は、既述の1371年「反動」以後の徹底的なツンフト自治の抑圧と制裁による経済活力の喪失と、14世紀後半の政治運動をリードした毛織物工ツンフトにおける階層分化の低さ、それと不可分の親方＝問屋主に象徴される新指導層の形成の低さと、に関する独自の解釈に基づいている。この場では、第一点に関わる難点の摘出から、ミリッツァー説の限界を明らかにしておこう⁵⁾。

まず、指摘されねばならないのは、ツンフト自治権の剝奪ないし大幅な制限に通ずる都市当局の措置も、長続きしなかったことである。1372年『誓約簿』で毛織物ツンフトに設定された、

5) 毛織物工ツンフトの内部編成をめぐる、親方＝問屋主の主導性を主張するイルジーグラーと、レッシュの小生産者説を採用するミリッツァーとの間に論争がある(Militzer [45]: Irsigler [28])。前者は、フランクフルト(マイン)・プランバント諸都市を中心とした大市制度の確立、これら大市向け生産の普及に伴う生産組織の再編という、中世後期の経済環境の変化も念頭に置きながら、ケルン都市会計簿の毛織物・羊毛税額と織布工一人当たりの年生産量と反当たり使用羊毛量とを基礎に、都市内外にわたる広範な問屋制的関係の展開を力説した。後者は、その論拠に挙げられた統計数字に疑問を呈し、また問屋制度の普及した時期を15世紀末に下方修正した。この場では、この算出基準の数値の当否を中心に戦わされた論争の詳細に立ち入る余裕はない。ただ、筆者は、問屋制的関係の形成をツンフト内部関係の変化の文脈で捉えること、都市外への問屋制的関係の拡大をより低く理解すること(ヘアポルンの周辺中小都市の羊毛工業に関する精緻な研究成果を参照せよ。Herborn [23])の2点を留保する限りで、イルジーグラー説を採る(拙稿 [73] [74] [85])。他方、ミリッツァーも、不動産登記簿の分析結果に基づき、家屋の所有・非所有として現れる織布工の階層分化——非所有者は、二分の一ないし三分の二にも達する——を検出しているが、超実証主義とも表現できる研究姿勢のため問屋制度に低い評価を与えている(Militzer [44], 115-39)。1371/72年「反動」の際、都市当局の公認したツンフト文書は没収されたため、伝来文書は乏しく——1371～1397年毛織物工ツンフトに関連する伝来史料は、年代記の叙述も含め8点にすぎない(CS-12, 712: Stein-I, 89, 126: Loesch-I, 245-7: II, 488)——、特にプロソフォグラフィ研究に耐えられる史料は、ほとんどない。上記のようなマクロレベルの経済状況も考慮に入れ、歴史に自らの名前を残した一部の有力市民と並び手工業大衆を軸にした、木目細かな史料分析が不可欠なのである。

織機数の最大200台への制限と小参事会による厳格な監視とに関する規定は、1378年には既に大幅に緩和されている(Stein-I, 89: Loesch-I, 245-7)。すなわち、使用料支払いを代価にして95人に織機新設が許可され、それを受けて1382年『誓約簿』では、「向こう10年間、300台を越える織機を所有してはならない」(Stein-I, 126)と5割増加が公認される。もっとも、同年市参事会の発布した、羅紗取引に関する市参事会法令で「織布工、縮絨工、仕立屋と毛織物工ツンフトに属する者」は、1352年に既得権と認められた切売権行使を禁止され、生産・流通にまたがる活動を制限されてはいるが、手工業の活性化が規制緩和の伏線となったことは間違いなく(Loesch-II, 187)。そして、この発展の担い手として親方＝問屋主を考えたいのである。その点は、1378年95人の織機新設者に含まれる2台以上の所有者の経営組織を考慮するとき、ただちに明らかとなる。1397年毛織物工ツンフト規約の第7項では、「ツンフト首長・平成員の別なく誰も、2台を越えて織機を使用するべからず。(仕事場内に)1台しか所有しない者は、外部で1台織機を使用させてもよい。ただし、当ツンフトの成員権を所有しない者には、織布仕事を出してはならない」(Loesch-I, 203)と、成員間の賃機・問屋制が公認されるが、その起源は、少なくとも1352年以前まで遡及可能と見なせる。同年、羅紗商・毛織物工間の切売権抗争に際し都市当局が下した仲裁裁定には、1397年規約の関係を窺わすかのように、織機の所有・非所有による成員の区別を窺わす条項がある。「2つのツンフト会館(オーベルスブルクとグリーヘンマルクト)に結集した織布工のうち、自分の仕事場に織機を所有する者は誰でも、自分で生産した毛織物については、薄

手・厚手を問わず、これら2会館内で、また緊急を要する場合には仕事場において、計測・裁断の上、切売してもよいこととする」(Loesch-II, 483)と、切売権を織機所有者に限定して、非所有者の参加を暗に排除したからだ。1371年「反動」後、1378年の規制緩和をもたらした発展の原動力として、彼ら親方＝問屋主の主導力を考えたい⁶⁾。

ところで、ミリツァーによるツunftへの低い評価は、都市当局による種々の規制措置の徹底にも依拠していた。この場では、文書没収・集会開催の禁止と並び、ツunft自治抑制の中心要素となったといわれる、オーベルマイスターの制度に限定し検討しよう。その際、利用可能な史料は、次の2種類である。一方は、1371～96年都市当局の発布した手工業法令で、ベルト加工師、絵師、フェルト帽子工、ブリキ加工師、甲冑工、亜麻織物染色工に6通が伝来する(Loesch-I, 40-2, 97-8, 102-4, 107-11, 114-6, 135-7)。他方は、15名の小参事会員の担当した役職一覧で、1383, 84, 85, 90, 92-96年の伝来史料にオーベルマイスターの名がみえる(Ennen/Eckertz-I, 81-4: Loesch-I, 254-6)。

上記の手工業法令から読み取れる限りで、オーベルマイスターによる「(ツunft)管理と罰金の徴収・分配」(CS-12, 278)の具体相を列挙することから始めよう。まず、手工業者間の抗争・法令違反の取り締まりと処罰がある。この点で、直接の情報を含むのは2文書だけだが、1378年フェルト帽子工法令の第20項は、「彼(違反者)が、罰金を支払わないとき、罰金不払い・条項違反を理由として、その日のうちに彼らのオーベルマイスターは投獄の命令を出すことができる」(Loesch-I, 111)と、また1392年亜麻織物染色工法令の第6項は、「2人のツunft首長は、違反行為を能力の限り摘発し、かつ我ら市参事会の2人のオーベルマイスターに報告すべし」(Ebenda, 42)と、オーベルマイスター自ら、あるいはツunft首長を介した裁判権行使を伝える。それと併せて、ツunft首長選出にも干渉していた。その唯一の例をなす、フェルト帽子工では、「我らのオーベルマイスターは、毎年復活祭半ばの月曜日に我らの兄弟団の成員のなかから一人ツunft首長を選ぶべし。このようにして選ばれた首長は、古くから行われてきた通り、もう一人の首長を選ぶべし」(Ebenda, 108)と定められている。さらに、親方・徒弟の採用のようなツunftの人的構成決定にも様々な次元で関与していた。親方の行うべき忠誠誓約義務(亜麻織物染色工、フェルト帽子工、ブリキ加工師: Ebenda, 42, 111, 116)、徒弟の行うべき忠誠誓約義務(甲冑工: Ebenda, 102)および親方作品検査への立会い(絵師: Ebenda, 136)が、それに属する。最後に、罰金ないし親方資格取得料への取り分がある。その割合には、バラツキはあるが——四分の一(亜麻織物染色工、甲冑工)、三分の一(ベルト加工師、ブリキ加工師、絵師)、三分の二(フェルト帽子工)

6) 中世後期ケルンにおけるツunftの政治的役割の評価に当たり、その圧倒的な指導力にかかわらず、ミリツァーのように毛織物工に限定するのは一面的に過ぎる(Militzer [43], 12-7)。この時期「経済構造の転換」に伴い、羊毛工業の単一支配型から繊維・金属・皮革加工の3部門均衡型へと緩やかな移行と、それに応じた手工業者の勢力地区の塗り替えが進行したからだ。この点は、『新しい記録簿』にも鮮明な足跡を留めている。1364年バイエントゥルム関税事件の発端の説明に際し、「アイゼンマルクトの首長たちは、毛織物工の2つのツunft会館にいる有徳の人々のもとに向き、また2・3の他の有力なツunft etzliche andere große ampteに使いを送り、前述の流通税の撤廃について揃って協議した」(CS-12, 274)と、毛織物工と並び「2・3の他の有力なツunft」を挙げている。

—, すべての職種で確認できる。

これらの法令史料から判断する限り, 手工業者はオールベルマイスターによる厳格な統制下に置かれ, いわば徴税・品質管理目的で「上」から設定されたアムト的組織に性格を転じたかの印象さえ受ける。しかし, 翻って小参事会員15名の担当する役職一覧に目を転ずるとき, 大きく異なった像が浮上する。まず, オールベルマイスターが置かれたツンフトは, 全体のごく一部に過ぎない。1383年には毛皮細工師, 仕立屋, 敷布工・亜麻織物工, 絵師, 金細工師, ベルト加工師・鞆作工, 鍛冶屋の7ツンフトだし, また最高数を数える1389年にも, 絵師に代わり, ブリキ加工師, 鞆作工, 靴屋, 紋章刺繍師を加えた10ツンフトに留まる。1396年「闘争」直後の97・98年の両年にツンフト規約の発給を受けたツンフトが33を数える点を考慮するとき, 2〜3割に当るだけだし, しかも「反動」によって最も厳格な規制を受けた, 肝心な毛織物工は一度も登場しない⁷⁾。

それに加えて, 小参事会の定足数の少なさからの当然の帰結として, 複数の職種にわたるオールベルマイスターの兼任が, 統制徹底の妨げとなったようだ。1384年ハインリヒ＝ファン＝シュタフェは仕立屋と毛皮細工師の2つを, 1385年ルドルフ＝ファン＝ホルネは金細工師・金箔師, 靴屋, 紋章刺繍工の3つを, そして1389年ヨハン＝ヒルツェリンに至っては鞆作工, 絵師, ブリキ加工師, 靴屋の4つまでも兼任する。この事情が, 1378年フェルト帽子工法令に見える, 「我らのオールベルマイスター (コンスタンティ

ン＝ファン＝リスキルヘン) ないし彼が代理人として命じた者」(Ebenda, 108)による罰金徴収, あるいはツンフト首長による職務代行を余儀なくした。事実, このオールベルマイスターは, 1372・82年『誓約簿』の市参事会役職者の誓約事項の欄に名前も出てこない (Stein- I, 78-100, 117-33)。オールベルマイスター職は, 70年代半ば頃には親方資格取得料・罰金収入に対する取り分請求権に転化して, ツンフト自治の制限という本来の機能を十分に果たせず, 逆に, 広範な経済的舵取り権は, 手工業者に委ねられていたのである。

以上のように, 第三期の業績は社会構造・政治的指導層に関する精緻な分析を通じて, シュタインバッハの提唱した「社会集団の利害状況に裏打ちされた国制史」の方法を完成した。ミリツァーは, ガッフェル体制の起源と推進力を商人ガッフェルに帰し, 第二期の連続説を極限にまで押し進め, 他方, ヘアボルンは, ガッフェル体制を市民諸層の妥協の産物と捉え, その革命的性格を否定しながらも, 指導層の社会的連続のなかの法制的断絶も照射して, 法制的断絶説から社会的連続説への「揺れすぎた振り子」に軌道修正をはかる。それが, ケルン「市民闘争」研究史に新たなページを付け加えたことは間違いない。

しかし, 翻ってケルンのガッフェル体制の特質全体を見据えたとき, 市政官の選出団体として指導層研究には解消できない, もう一つの重要な側面が浮上してくる。広範な社会層の政治統合のための制度として, 市民・住民全員加入の原則がそれに当たるが, 特に手工業職人の参加が特徴的なのである。ちなみに, 中世後期に職人運動が先鋭化した, 上部ライン・上部ドイ

7) 1397年ツンフト規約の前書で, 「参事人団と市参事会は, 暴力により, 法に反して全ての特権・自由を剝奪した」(Loesch- I, 202)と述べるだけで, オールベルマイスターには言及もしない。

ツ諸都市で職人は、「闘争」勝利後に市政参加の道を閉ざされており、1470年代から職人組合の合法化を通じて都市制度に組み込まれたのも、あくまで職人遍歴の拡大・普及のなか遍歴者の受け皿として受動的にであった (Schulz [55], 55-128)。そして、この特質が、中世後期ケルンにおける職人運動の低調と密接に関わることを忘れてはならない。K. シュルツの職人史研究の成果に即して言えば、次の通りである。シュルツは、中世後期の職人組合の形成と職人運動の展開をツンフト閉鎖化に還元する古典学説への反省を踏まえて、近年の潮流をなす複合要因説を独自の「遍歴、経済局面、法制度」の三位一体論にまとめたが、「闘争」勝利後の親方・職人の享受する政治的権利における亀裂の深まりが、重要な要素に挙げられている (Ebenda, 448: 拙稿 [82], 12-4)。上記のように、ケルンのガッフェル体制は、職人組合形成・運動展開を促進する制度条件を欠いていたのである。

ヘアポルンとミリッツァーが指摘するように、ガッフェル体制の成立に際してツンフトが「妥協・協力」の範囲でしか役割を果たさなかったのであれば、職人をふくむ広範な下層民が市政参加を達成できたのはなぜか。この問いに答えるためには視野を拡大して、手工業史の最新の成果とすり合わせる必要がある。近年、経済ツンフトと政治ツンフトの峻別が強く叫ばれるなか、国制史と手工業史とは相互に接点のない独立の問題領域であるかのような見解が流布しており、この点での反省も急務なのである。特に、この時期ケルンは「経済構造の転換」に伴う大きな社会的編成替えの途上にあり、長期的で緩やかながら「闘争」発生に間接的に様々な次元で影響したと見なせるからである (経済構造の転換に関しては、Irsigler [27] [29]: 拙

稿 [74] [85])。手工業史の観点から、特に職人に照準を合わせてガッフェル体制の意義を問うのも、その辺りの事情を踏まえてのことである。

II. 市民諸層の政治統合の制度としての「ガッフェル」：職人史との関連で

ガッフェル体制における職人の地位の確認から始めよう。シュタインバッハは、職人のガッフェル参加を前提に議論しているが、1396年「同盟文書」にそれを直接証明する文言はない (Steinbach [58], 687-8)。「我ら、都市ケルンの市長、市参事会および共同体——貧富にかかわらず後記のツンフト・ガッフェルに属する者すべて」(Stein- I, 287)の書き出しにあるように、都市当局・共同体の連名のもとに公布されたが、肝心な構成員には帰属ツンフト・職種を挙げるだけで、詳細は不明である。例えば、22ガッフェルの筆頭に挙げられた毛織物工ツンフトは、「我ら、アイルスブルクとグリーヘンマルクト (のツンフト会館に結集する) 毛織物工ツンフトと我らと同盟したツンフト、すなわち剪毛工、白鞣工、ティルタイ織工」(Ebenda, 287-8)から編成される。また、同盟文書の第13項も、ケルン住民と将来の移入者とを対象にガッフェル選択義務を定めてはいるが、对人的条件には立ち入った説明を加えていない。

この点で、鮮明な証言が得られるのは、ようやく15世紀半ばからである。1451年15歳以上の住民全てに誓約義務を課した文書が、次の興味深い証言をふくむ。「ケルンに住居・世帯を構える者は、15歳以上の全員に誓約さすべし。それは、以下のように解釈さるべきである。彼らの職人は、服従することを誓約すること、また誓約拒否者については、市参事会員選挙の行われ

る半年毎にガッフェル会館において警告を発し、市民・住民の全員に命じて、上記年齢の者が誓約を拒否したり、誓約せずに問題を起こしたりしないよう徹底をはかること、そして誰もが誓約の上、彼らの職人に可能な限り誓約させるよう努力すること。それは、次のように理解すべきである。職人と自分の家屋・屋敷を構えない者とは、我らのヘル＝市参事会に誠実・忠誠を誓約しない場合、ケルン滞在中は、今後同盟を取り結んで（同盟文書体制に参加して）はならないこととする（1455年の追加分：市参事会員選挙に加われないこと、ガッフェル会館の家賃分担金を支払わなくともよいこと）」（Stein-I, 367-8）。ちなみに、ほぼ同じ内容の決定は、1468年にも反復され、いっそうの徹底が図られる（Ebenda, 411）。ケルン内で住居＝世帯を構える既婚の定着型職人は、ガッフェル加入を前提とされていた。いや、誓約を拒否しないかぎり彼らは、市参事会選挙とガッフェル会館運営の点で親方手工業者と同じ権利を享受していた。ついでながら、職人のガッフェル参加は、居城都市クレーフエヤラント都市デュレンをはじめ政治類型の異なる都市でも広く確認できることを指摘しておきたい（拙稿 [81], 893-4）。

ところで、ヘアボルンは、この史料を15世紀半ば以降の少数家系の要職独占の再生、それと並行した都市当局の市参事会選挙への干渉強化の文脈に位置づけて考える。筆者も、この見解自体を否定するつもりはない。ただ、その年は、ケルン史上最悪のペスト禍の年に当たり、そこに生じた熟練労働力不足を自らの利益のために利用する、あるいは死の恐怖・不安から魂の救済を求める「手工業職人の新たな兄弟団」（Stein-II, 385）結成の動きが顕在化し、他方、都市当局も、「同盟文書」の第11項——22ガッフェル

以外の「同盟・党派・協定」結成の禁止規定——を抛り所に、対応に苦慮していた事実を想起するとき、職人運動との関連を無視できまい（拙稿 [79]）。別言すれば、1455年の上記の追加規定は、職人の日常的な政治的活動を踏まえ、既存のガッフェル体制の枠組みを越えた独自の「兄弟団結成」要求への当局側の譲歩の結果とも見なせる（Stein-II, 347, 15世紀半ばの一般条例の第7項をみよ）。ケルン職人は、別の機会に論じたように、様々な次元で社会・政治運動の経験を積み重ねていたのである（拙稿 [79], 323-4）。次に、一段レベルを下げ、個々のツンフトにおける既婚職人の存在とツンフト内での地位を考察していこう。

中世ケルンの職人はすべて、親方との家父長制的関係のもと親方世帯に組み込まれていたわけではない。中世ケルン手工業文書の編者のレッシュも、「徒弟と違って職人は、もっぱら親方の家に住んでいたわけではない。いくつかのツンフトでは、親方の家以外に住む既婚の職人が知られている」（Loesch-I, Einl, 77）と述べる。ただ、レッシュは、ツンフト規約にしばしば掲げられる、職人の外泊禁止規定にも言及して、その型の職人を例外と見なす。しかし、1970年代以降に急旋回した職人史研究は、統計数字に基づき根本的な修正を施していることを明記しておきたい（拙稿 [82], 16-20）。

1371年「反動」の際に当局公認文書が大半没収されたため、肝心の14世紀後半の史料は乏しいが、いくつかの職種から既婚職人をうかがえる。建築関係の職種が、早期的な展開を示唆する。K. シュルツに従えば、建築関係の職人は、親方の家と仕事場との空間的な分離、建築主による給養・賃金支払のもとでの親方・職人の小さな格差、といった特有の労働条件に規定され、

高い世帯的自立を達成しており、狭義の「職人」よりは、むしろ「賃金労働者」に分類される (Schulz [55], 13)。ちなみに、プロイエルによれば、1531年ツヴァイカウでトルコ税を賦課された大工10人は、すべて既婚者である (Bräuer [11], 100-1)。ケルンでも、1374年建築関係の労働者の賃金公定に関する市参事会法令と、1397年石工・大工・屋根葺工のツンフト規約とは、親方・徒弟の二分法に収まらない Knecht, lehrjunge, junge knecht, opper knecht と多様な史料用語を当てられる「賃金労働者」を挙げることが、独身・既婚についての記述はない (Loesch - I, 176-7 : II, 436)。1397年規約の徒弟の賃金に関する第4項は、修業3年目までは日給の半額、最後の年は満額支給と定め、徒弟にも世帯的自立の余地をのこす。しかし、史料的裏づけが得られるのは遅く、15/16世紀以降である。この点で我々は、1981年A. シュニーデルによるケルン屋根葺工の聖女ウアズラ兄弟団関係の史料刊行に負っている (Schnyder [54])。

15世紀初頭の兄弟団の決定は、「親方の家での宿泊を条件に雇用された職人は、親方に無断で外泊してはならない」 (Ebenda, 29) と定めて、逆に親方世帯外の職人を暗示する。それと並び注意をひくのが、徒弟の結婚に関わる1545、46年のツンフト決定である。下の引用に明らかのように、それぞれ親方・徒弟を対象にして、修業期間中の徒弟の結婚禁止の徹底がはかられている。「親方の家以外に住んで、そこに寝泊まりするような徒弟を雇用する者は、親方資格を失うものとする」、「修業中の徒弟は、その期間中に妻帯してはならない」 (Ebenda, 43, 39)。16世紀中葉まで徒弟・職人の結婚と世帯形成を考えたい。この現象を「価格革命」に伴う必需品価格の高騰と親方世帯内での給養再開、つまり

家父長的關係の部分的な再編と理解できるか否か、まだ今後の課題に属するが、1537-57年ケルンにおける穀物価格の不断の上昇、あるいは1550年頃の一家事奉公人による「(所得の不足を)他の仕事で補わざるをえない」 (Kellenbenz [33], 417-9) という切実な響きをもつ証言に鑑みると、十分蓋然性はある。

それと併せて、この場で強調したいのは、職人のツンフト行政への参加である。もっとも、シュニーデルは、15世紀前半の兄弟団決定の第10項、「ケルン内外で修業を終えた職人のうち、成員の誰かに雇われて働く者は、その雇用期間中は我らの兄弟団の成員権を取得できないこととする (職人の自立時に兄弟団首長が、成員権を付与する)」 (Schnyder, 29) を拠り所にして、そもそも「職人の兄弟団加入からの排除」 (Ebenda, 49) を結論している。その批判的な検討から始めよう。同じ史料には、それと矛盾する内容の条項が盛り込まれている。「この職種で生計を立てる者は、聖秘蹟のときに担いで練り歩くならわしとなっている、蠟燭の購入のための分担金を支払うべし。但し、修業期間中の徒弟を除く」 (Ebenda, 32) と、兄弟団の構成員資格のないはずの職人への拠出金支払い義務設定という奇妙な条項がある。この事実は、時代状況に応じた条項の随時追加という、兄弟団決定の累積性と同時に、自立的な賃金労働者として職人の準成員資格での兄弟団参加とを示唆する。

その点は、別の史料からも看取できる。1446、1523の両年ガッフェル会館で行われた市参事会法令の通達式には、「我らの兄弟団首長と、名誉ある成員・職人全員が」 (Ebenda, 36, 38) 参列していた。そのうち、1446年法令は、兄弟団首長への服従義務と並び、ガッフェル会館の家賃

分担金の期限内支払い義務も定めており、15歳以上の市民・住民の誓約義務をうたった既述の1455年法令を先取りする内容を示して興味深い。また、時代は下るが、1572年の決定は「二人の年長の親方が、親方・成員・職人によってツunft首長に選出され」(Ebenda, 20)と、ツunft首長の選挙権も与えられている。もっとも、建築関係の職種として屋根葺工は、既述の特殊な条件下にあり、その諸関係を他の職種にまで押し広げることが控えねばなるまいが、他方、例外と片づけることも許されない。1526年皮鞣工のツunft決定に従えば、「年次会計報告には、徒弟はもちろん、ツunft所属者のすべてが立ち会えることとする」(ZA-308, 13)と、徒弟・職人のツunft財政管理への参加が明記される。そして、職人のツunft行政への参加は、別稿でも述べたように、デュレンやノイスを始め、この地方の都市に広く共通の特質をなすことを確認しておきたい(拙稿 [80], 882-94)。

この時期のケルンを代表する輸出産業の毛織物工もふくめ、繊維ツunft関係の情報は、極めて乏しい。他方、職人組合・運動の低調なケルンにあって例外的に活発な展開をみた、皮革加工業関係の史料伝来は、良好である。

まず、1397年袋物師のツunft規約の第5項は、「このツunftの成員は、自分の子供を除いて、家のなかに3人、家の外に1人(の合計4人)を越えて職人を置くべからず」(Loesch-I, 11)と、世帯的に自立した職人の存在を示す。この規約には、「このツunftの職人のうち、それ以上職人としての奉仕でなく出来高仕事を希望する者は、ツunftに2グルデンを支払うべし」(Ebenda, 11)と、前述の型の職人と並び出来高払工も明記され、問屋制度のもとの下層親方・職人の利害接近を示唆して興味深い。

また、1397年鞆作工のツunft規約も、2類型の職人を区別する。第22項は、「ツunft成員の誰かが雇用している職人 knecht of werkman について、他の成員は彼らの雇用期間中は仕事を出したり、製品の買い上げをしてはならない」(Ebenda, 183)と、用語を使い分け、しかも前者には、「ツunftの職人 knecht は、親方の許可なく夜間外泊してはならない」(Ebenda, 182)と、外泊を禁止して、親方世帯外の職人を逆に浮き彫りにした。

15世紀前半の史料になるが、ベルト加工師と革紐細工師からは、より直接的な証言をえられる。前者の1397年規約の第15項は職人の外泊禁止を定め、家父長制下の職人を指摘するだけだが(Ebenda, 100)、15世紀前半のツunft決定は、下の引用に明らかなように、親方世帯外の日給で生活する職人も挙げる。「親方は誰も、年給でなく日給を支払うという約束で職人を雇用してはならない。ただし、既に家屋をもつような職人については、例外とする」(Loesch-II, 274)と。もう一方の革紐細工師については史料紹介にとどめよう。1398年規約に数条項を補った1444年の追加条項の第一項は、「自分の住居をもち、賃金のために働く優れた職人が多数存在する場合でも、貧しい成員が富裕な成員と同じように生業を営めるように、3人を越えて職人を雇用するべからず」(Ebenda, 346)と、その型の職人を直接に定める。

ケルン金属加工業の本格的展開は、15世紀後半以降に属していたため、14世紀の史料は乏しい。1370年「織布工支配」期に大参事会に代表を送った金属加工関係の4職種——鍛冶屋、甲冑工、錫鋳物師、金細工師——のうち、直接の史料証言が残るのは、金細工師・金箔師と共通の原材料を使用する金糸紡績女工に限られる。

1397年のツンフト規約の第14項は、「妻帯した金箔師で金糸紡績を営む者は、家の内外を問わず、3人を越えて金糸紡績女工を雇用するべからず。同じように金糸紡績に携わる紡績女工も、4名を越えて雇用するべからず」(Loesch-I, 93)と、親方世帯外の職人の存在を示唆する。

それ以外の職種に関して職人の存在形態は、不詳である。14世紀末甲冑工ツンフトに伝来する2通の市参事会法令も、多数の職人の沈殿を窺わずにだけ(16世紀の顕著な階層分化は、拙稿[59][60]を参照)。1391年小参事会発布の法令では、親方一人当たり許容される職人・徒弟数は、3名に制限されていたが、門閥間競争期の1391/97年発布の法令では、実質平等の原則に則し「雇用したいだけ、そして賃金を支払えるだけ」(Ebenda, 104)と大幅に緩和され、その受け皿となる潤沢な熟練労働力の形成を示唆する。また、1397年鍛冶屋のツンフト規約の第17項は、「親方は、彼の職人に完成した製品の提供を義務づける形で仕事を出すべからず」(Ebenda, 155)と、親方世帯外の職人相手の間屋制的仕事を禁止し、逆に世帯外の職人を照射した。さらに、1397年錫鋳師のツンフト規約には徒弟の外泊禁止条項はあるが、職人に関する特別な規定はない。

このように、14世紀末の断片的な史料証言から、独自の世帯を構え、その分「賃労働」への依存を強めた職人の広範な存在を読み取れる。もっとも、この型の職人が、ケルン総人口の12~13%に相当する約5000人の職人・徒弟全体に占める比率は、分からないが、16世紀後半武器所有記録・兵員検査簿に既婚職人多数が記載されていることを考慮するとき、過小評価は許されまい(Banck [08], 310, 324-31)。また、この時期になると、この型の職人に関する詳細な

史料、すなわち16世紀後半白鞆工のツンフト規約が、伝来する(ZA-33, 詳細は拙稿[59][73]:ケルン全体に関しては、Kellenbenz [33] 336)。16世紀後半の状況の14世紀への直接の転用は控えねばなるまいが、その原型が14世紀末には広く形成されていたことを確認する意味からも、簡単に紹介しておこう。そこでは、修業期間、賃金形態、親方との家父長制的関係の濃淡を指標として、次の3種類の職人が区別されている。第一類型は、4年間の徒弟修業終了後、1~3名の親方のもとで、年給形態の賃金支給を受けながら3年間の追加修業を行う住込みの職人で、親方の家父長制的関係のもとに置かれた職人である。第二類型は、徒弟修業終了後、出来高払いの仕事を行いつつ、追加修業に携わる既婚の職人で、いわば出来高払工に相当する。第三類型は、3年間の追加修業終了後も親方資格を得られず、もっぱら日給のために働く日雇いの職人である。それら3類型間の数的比率は不詳だが、14世紀末には第二、第三類型の先駆形態を確認できることを指摘しておく。

そして、これら職人層の市政参加を説明するためには、中世後期「経済構造の転換」に立ち返る必要がある。別稿で詳述したように、この時期ケルン主要産業において親方の階層分化が広範に進行し、一方の極には少数の富裕な親方=問屋主が、他の極には「工賃労働者・出来高払工」と呼ばれる下層手工業者が厚く沈殿している(拙稿[73][78]:表-5を参照)。W.ライニングハウスは、ケルンにおける職人運動の低調を、この下層親方も含めた「賃金労働依存」(Reininghaus [51], 55)型の手工業構造と関連づけて説明した。すなわち、ツンフト内外の親方=問屋主と商人=問屋主への依存を強めるなか、職人と下層親方の経済利害が接近した

表5 14-16世紀ケルンで親方以外に「工賃労働者」「出来高払工」に関する規定を含む例

1	袋物師	1397	ツンフト規約—st §. 8 「徒弟 (k) のうち出来高仕事を希望し、修業の続行を欲せざる者は、2 グルデンでその資格を得るものとする」	I, 10-2
2	樽作工	1397 1436	ツンフト規約—lw §. 8/10 「日給のために働く仲間成員の誰も、取掛かり中の仕事を終えない前に次の仕事を引受けるべからず」 ツンフト決定—lw 「日給のために働く仲間成員に対しては、4.5s 以上の賃金を支払うべからず」	I, 12-5 II, 49-50
3	麻糸作工	1397	ツンフト規約—lw §. 8 雇用者数の制限「親方は、3 人を超える徒弟と 1 w を抱えてはならない」 §. 9 「3 人の徒弟・1 w で片づかない程の仕事があるときには、仲間成員に加工に出すべし」	I, 48-50
4	ベルト加工師	1327 15Jh後半	都市当局の法令—lw §. 1 入会条件—親方の成員権取得料と並んで「ケルン外から来て、ここに居住し、この職種を営む者は、2 マルクで、成員権=knappenreychte を取得すべし」 ツンフト決定—徒弟・職人に関して §. 2 「独自の世帯を構える職人 (k) を除いて、日給ではなく、年給で雇用すべし」	I, 94-7 II, 274-5
5	毛皮細工師	1495	ツンフト規約—lw §. 7/23 zeuwer による部外者のための賃仕事禁止	I, 130-2
6	銅加工師	1461-64	Thomas v. Venroide 所有下の銅・鉛溶鉱所の都市外撤去をめぐる事情聴取記録と銅加工師の請願書 (1)近隣住民による悪臭・煤煙への苦情, (2)市参事会による都市外への移転命令, (3)請願書—転移令の取消し。問屋主—分配人—手工業者多数が生活の糧を奪われ、都市財政も年間100グルデン以上の損失。	II, 304-6 II, 570-2
7	鞣皮仕上工	1478	規約の公認をめぐる事情聴取記録 lw 10-12人の Hauptmeister と30-40人の Hausgesesse	II, 317-21
8	皮鞣工	1437 1452	市参事会法令—部外者のための賃仕事禁止 lw ツンフト決定—§. 4 部外者のための賃仕事禁止	II, 332-3 II, 333-4
9	革紐細工師	1398	ツンフト規約—§. 11 部外者のための賃仕事禁止 lw	I, 144-6
10	バルヘント織工	1420 1441 1452	ツンフト規約—lw §. 17 「自らの勘定で製品を作る者は、工賃のために働くべからず」 規約への追加条項—lw §. 4 「仕事場に3台織機を所有する親方は、工賃織布工に仕事を outs べからず」 §. 5 「工賃織布工は、家族の使用分に限り自己の勘定で織物を作ることができることとする」 市参事会決定—余所者のための賃仕事禁止	I, 147-50 II, 366-8 II, 372-3
11	甲冑工	1587-88	ツンフト決定—st 出来高払工と問屋制度をめぐる諸決定 問屋主、親方、出来高払工、職人の4層区分	ZA344, 88-95
12	絹織布工	1469 1480 1490-91 1490	ツンフト規約—lw §. 1/2 入会条件「都市内で親方あるいは Hauptmeister として生業を営む場合、3年間の修業を積むべし」 ツンフト規約 §. 5 「このツンフトで3年間の修業を終えた者のうち、自立を希望せざる者は、工賃のために働けることとする」 市参事会 G. Wesel による絹工業の実態調査の報告書 §. 1 Hauptmeister による徒弟の独占 §. 6/7 現物支給制の弊害 染色工 H. Clocknergasse の仕事場からの絹織物の没収をめぐる事情聴取記録→成員相互間での問屋制的関係	I, 163-72 I, 172-4 II, 425-8 II, 428-30
13	毛織物工	1397 c.1400	ツンフト規約—lw §. 2 織機数の制限 (2台) 「ただし、仲間成員に仕事を outs べことは許されるものとする」 取引所条例 §. 25 部外者のための賃仕事・出来高仕事の禁止 II §. 5 Zeuwer による部外者のための賃仕事禁止	I, 201-4 II, 491-9
14	石工・大工	1402 1468	ツンフト規約—lw §. 3 「仕事場を構えない者は、賃金のために働くことができるものとする」 市参事会決定—靴屋の寡婦との結婚と成員権をめぐる日給のために働く石工と結婚した寡婦の経営禁止 opperknecht, junge knecht については前掲表3参照	I, 177-8 II, 407-8

略号—Lohnwerker, umb loin wirken=lw; Stückwerker, stukwerk machen=st

註(1) 典拠は、No.11の甲冑工を除き、Loesch [05] に拠る。

というのだ⁸⁾。もちろん、下層親方・職人間に対立がなかったわけではないが、それを親方手工業者と職人の対立と取り違えてはならない。前掲の1444年革紐細工師の追加条項、あるいは下記のような1512年甲冑工ツンフトの苦情書に明らかのように、親方が徒弟（職人）かという問屋制度下での労働力の構成が争点をなすからである。「甲冑工ツンフトの親方・成員たちは、我ら市参事会に書面を送り、次の苦情を寄せてきた。数名のツンフト成員たちが、3～4名の徒弟を雇用することで、他の成員が生業喪失の危機に陥り、死に瀕している」（ZA-334, 10）⁹⁾。この「賃金労働依存」型の構造が、職人を含む下層手工業者のガッフェル体制参加の背景となったことは間違いない。換言すれば、経済構造の転換は、社会的編成替えの契機としてガッフェル体制の成立に直接・間接に作用したのである。ちなみに、政治類型の異なる都市デュレンとクレーフェでも、それぞれ鍛冶屋・毛織物工の既婚職人、粉挽工・靴屋・運搬夫の職人が、ガッフェル体制の構成員に挙げられていたこと、を再確認しておきたい（拙稿 [86], 278）。

む す び

本稿では、都市ケルン国制史上の一大画期となった、1396年「闘争」後に成立したガッフェ

ル体制の意義を問うことで、ライン地方の「ツンフト地域類型」の原型の特質解明を試みた。その際、ケルン「闘争」に関する19世紀以降の研究史を三期に分け、研究方法・力点の変化を辿り、とりわけ第三期の業績を叩き台に問題の所在と接近視角を明らかにした。すなわち、ミリツァーに象徴されるような、エリート研究を基礎に政治的指導層の社会範疇交替のなかの連続性を強調する見解の限界を摘出し、同時に、ヘアボルンに代表される法制的断絶から社会的連続説への極端な「振り子の揺れ」に軌道修正を図り、連続のなかの断絶を追究する、新潮流も確認した。それと併せて、ガッフェル体制のもう一方の特質、つまり職人も含む市民・住民全員加入の原則に注目し、市政官選出団体として指導層研究には解消できない問題の所在を明らかにした。この職人の市政参加は、他のドイツ諸都市に対するケルンの特異性をなすとともに、中世後期ケルン職人運動の低調要因と密接に関連しており、ツンフト・手工業史に関する最新の研究成果とのすり合わせによる接近の必要を強調した。換言すれば、経済ツンフトと政治ツンフトの概念的峻別の要請のなかで定着してきた、経済と政治の孤立的考察への反省を踏まえ、中世後期ケルン「経済構造の転換」と「闘争」の関連を探る仕方で接近した。

この「経済構造の転換」は、2つの方向から社会的編成替えを促進し、広範な市民諸層の政治統合のための制度としてガッフェル体制を押し上げた¹⁰⁾。一方は、羊毛工業の単一産業依存型から繊維・金属・皮革加工の3部門均衡型への

8) 皮鞆工ツンフトでは、ツンフト内外にわたる広範な問屋制的関係の展開にもかかわらず、1452年職人運動が発生して、「賃金労働依存型」の手工業構造に、職人運動の低調を還元する限界を浮き彫りにした。社会経済・法制・人口動態・宗教文化にまたがる複合要因の想定が不可欠な所以である（拙稿 [79], 303-10）。

9) 1507年ツンフト決定には、「ツンフト外に徒弟を雇った親方は、16マルクの罰金に処す」（ZA-334, 19）とあり、15～16世紀交以降の飛躍的成長期に有力親方の職人・徒弟労働力集積を示唆する（拙稿 [59], 2-11）。

10) ミリツァーの不動産登記簿に基づく社会構造分析の成果に従えば、旧門閥を含む上層市民は総人口の7～8%、中産市民（商人・手工業者）が30%、下層民は50%と、中世後期ケルン市民の階層分化は顕著である（Militzer [44], 7-114: [48]）。

構造転換で、それに見合う形で市民諸層への政治権限の再配分——ただし、周縁民を排除した——を促進した。他方は、それら様々な産業部門を捉えた、手工業者の広範な階層分化の進行で、親方＝問屋主や商人＝問屋主に従属する多数の下層親方・職人層を産み落とし、ライニングハウスのいう「賃金労働依存型」の手工業構造を鮮明に浮上させた。これら職人の多くは、独立の世帯を構える定着型の「賃金労働者」として、問屋制的関係下の下層親方に近い社会経済的地位にあり、また独自の組合を結成せずに、ツンフト・兄弟団に結集し、親方に準ずる高い地位を享受しており、その延長上にガッフェル

参加がくる。

従って、ケルンのガッフェル体制は、3部門均衡型の産業構造と「賃金労働依存型」の手工業構造に強く規定され、広範な階層分化を遂げた市民諸層の政治統合の制度に他ならなかった。その限りで、レンツェの想定する「ツンフト体制」も、第三期の成果が主張する「商人支配体制」のいずれも、一面的に過ぎると言わざるをえない。ガッフェル体制は、市民諸層の複合的利害状況を調整し、「経済構造の転換」や個々の職種をめぐる経済局面の変化に円滑に対応するための「意思決定」の制度ともなっていたのである。

— 文 献 目 録 —

〈未刊行史料：ケルン市立歴史文書館所蔵〉 Zunft-Akten → ZA と略す

* ZA-33 : Amtsbuch der Weißgerber vom zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts.

* ZA-308 : Amtsbuch der Lohgerber vom 16. Jahrhundert.

* ZA-334 : Amtsbuch der Harnischmacher von 14.-16. Jahrhundert.

〈刊行史料〉

[01] Ennen, L./Eckertz, G. (hrsg.), *Quellen zur Geschichte der Stadt Köln*. 6 Bde., Köln 1860/79.

[02] Hegel, C. (hrsg.), *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert*. Bd. 12-14, Leipzig 1875/77. (CS と略す)

[03] Knipping, R. (hrsg.), *Die Kölner Stadtrechnungen des Mittelalters*. 2 Bde., Bonn 1897/98.

[04] Kuske, B. (hrsg.), *Quellen zur Geschichte des Kölner Handels und Verkehrs im Mittelalter*. 4 Bde. Bonn 1917/34.

[05] Loesch, H. (hrsg.), *Die Kölner Zunfturkunden nebst anderen Gewerbeurkunden bis zum Jahre 1500*. 2 Bde., Bonn 1907/34.

[06] Militzer, K. (bearb.), *Die vermögenden Kölner 1417-1418. Namenlisten einer Kopfsteuer von 1417 und einer städtischen Kreditaufnahme von 1418*. Köln/Wien 1981.

[07] Stein, W. (hrsg.), *Akten zur Geschichte der Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*. 2 Bde., Bonn 1893/95.

〈研究文献〉

[08] Banck, R., Die Bevölkerungszahl der Stadt Köln in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts. in : *Beiträge zur Geschichte, vornehmlich Kölns und der Rheinlande*. Köln 1895, S. 299-332.

[09] Barth, R., *Argumentation und Selbstverständnis der Bürgeropposition in städtischen Auseinandersetzungen des Spätmittelalters. Lübeck 1403-1408, Braunschweig 1374-1376, Mainz 1444-1446, Köln 1396-1400*. Köln/Wien 1974.

[10] Boockmann, H., Spätmittelalterliche Deutsche Stadt-Tyrannen. in : *Blätter für deutsche Landesgeschichte*, 119, 1983, S. 73-91. (BDLG と略す)

[11] Bräuer, H., *Gesellen im sächsischen Zunft Handwerk des 15. und 16. Jahrhunderts*. Weimar 1989.

[12] Czok, K., Die Bürgerkämpfe in Süd- und Westdeutschland im 14. Jahrhundert. (1966/67). in : Haase, C.

- (hrsg.), *Die Stadt des Mittelalters*. Bd. 3, Darmstadt 1973, S. 303-344.
- [13] Czok, K./Bräuer, H. (hrsg.), *Studien zur älteren sächsischen Handwerksgeschichte*. Berlin 1990.
- [14] Diederich, T., *Revolutionen in Köln 1074-1918*. Köln 1973.
- [15] Ehbrecht, W., Hanse und spätmittelalterliche Bürgerkämpfe in Niedersachsen und Westfalen. in : *Nieder-sächsisches Jahrbuch für Landesgeschichte*, 48, 1976, S. 77-105.
- [16] Ehbrecht, W. (hrsg.), *Städtische Führungsgruppen und Gemeinde in der werdenden Neuzeit*. Köln/Wien 1980.
- [17] Endres, R., Zünfte und Unterschichten als Elemente der Instabilität in den Städten. in : Blickle, P. (hrsg.), *Revolte und Reformation in Europa*. München 1975, S. 151-170.
- [18] Ennen, L., *Geschichte der Stadt Köln*. Bd. 2, Köln/Neuß 1865.
- [19] Fuchs, P. (hrsg.), *Chronik zur Geschichte der Stadt Köln*. 2 Bde., Köln 1990/91.
- [20] Herborn, W., Bürgerliches Selbstverständnis im spätmittelalterlichen Köln. Bemerkungen zu zwei Hausbüchern aus der ersten Hälfte des 15. Jahrhunderts. in : Besch. W. u. a. (hrsg.), *Die Stadt in der europäischen Geschichte. Festschrift für E. Ennen*. Bonn 1972, S. 490-520.
- [21] Ders., *Die politische Führungsschicht der Stadt Köln im Spätmittelalter*. Köln 1977.
- [22] Ders., Verfassungsideal und Verfassungswirklichkeit in Köln während der ersten Zwei Jahrhunderte nach Inkrafttreten des Verbundbriefes von 1396 dargestellt am Beispiel des Bürgermeisteramtes. in [16], S. 25-52.
- [23] Ders., Kleinstädtisches Tuchmachergewerbe im Kölner Raum bis in die frühe Neuzeit. in : *Rheinisches Jahrbuch für Volkskunde*, 27, 1987/88, S. 59-82.
- [24] Hergemöller, B. U., Gesellschaftliche Veränderungen im engeren Reichsgebiet um 1400. in : Seibt, F./Eberhard, W. (hrsg.), *Europa 1400*. Stuttgart 1984, S. 39-52.
- [25] Holtschmidt, W., Die Kölner Ratsverfassung vom Sturz der Geschlechterherrschaft bis zum Ausgang des Mittelalters 1397-1513. in : *Beiträge zur Geschichte des Niederrheins*, 21, 1906/07, S. 1-96.
- [26] Irsigler, F., Soziale Wandlungen in der Kölner Kaufmannschaft im 14. und 15. Jahrhundert. in : *Hansische Geschichtsblätter*, 92, 1974, S. 59-78.
- [27] Ders., *Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*. Wiesbaden 1979.
- [28] Ders., Zur Kölner Tuchproduktion im ausgehenden 14. Jahrhundert. in : *Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins*, 52, 1981, S. 229-234. (JbKGV と略す)
- [29] Ders., Stadt und Umland in der historischen Forschung. Theorien und Konzept. in : Bulst. N. u. a. (hrsg.), *Bevölkerung, Wirtschaft und Gesellschaft*. Trier 1983, S. 13-38.
- [30] Ders., Zur Problematik der Gilde- und Zunftterminologie. in : W. Schweineköper (hrsg.), *Gilden und Zünfte*. Sigmaringen 1985, S. 53-70.
- [31] Isenmann, E., *Die deutsche Stadt im Spätmittelalter 1250-1500. Stadtgestalt, Recht, Stadtr Regiment, Kirche, Gesellschaft, Wirtschaft*. Stuttgart 1988.
- [32] Kaufhold, K. H., Handwerksgeschichtliche Forschung in der Bundesrepublik Deutschland. Überlegungen zur Entwicklung und zum Stande. in : Engelhardt, U. (hrsg.), *Handwerker in der Industrialisierung*. Stuttgart 1984, S. 20-33.
- [33] Kellenbenz, H., Wirtschaftsgeschichte Kölns im 16. und 17. Jahrhundert. in : Ders. (hrsg.), *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*. Bd. I, Köln 1975, S. 321-428.
- [34] Keussen, H., Der Verfasser des Verbundbriefes und des "Neuen Buches". Zur Geschichte der Kölner Revolution 1396. in : *Mitteilungen aus dem Stadtarchiv von Köln*, 15, 1888, S. 1-54.
- [35] Lau, F., *Entwicklung der kommunalen Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln bis zum Jahre 1396*. Bonn 1898.
- [36] Laube, A., Die Volksbewegung in Deutschland von 1470 bis 1517. Ursachen und Charakter. in : Blickle, P. (hrsg.), *Revolte und Reformation in Europa*. München 1975, S. 84-99.
- [37] Lentze, H., Nürnbergs Gewerbeverfassung des Spätmittelalters im Rahmen der deutschen Entwicklung. in : *Beiträge zur Wirtschaftsgeschichte Nürnbergs*, 2, 1967, S. 593-619.
- [38] Looz-Corswarem, C., Unruhen und Stadtverfassung in Köln an der Wende vom 15. zum 16. Jahrhundert. in [16], S. 53-97.
- [39] Luther, R., *Gab es eine Zunftdemokratie ?* Berlin 1968.

- [40] Maschke, E., Deutsche Städte am Ausgang des Mittelalters. in : Rausch, W. (hrsg.), *Die Stadt am Ausgang des Mittelalters*. Linz (Donau) 1974, S. 1-44.
- [41] Maschke, E./Sydow, J. (hrsg.), *Gesellschaftliche Unterschichten in den südwestdeutschen Städten*. Stuttgart 1967.
- [42] Mayer-Maly, Th., Die Kölner Gefellverfassung und die Rechtsgeschichte der Demokratie. in : *Österreichische Zeitschrift für öffentliches Recht*, 7, 1955, S. 208-18.
- [43] Militzer, K., Führungsschicht und Gemeinde in Köln im 14. Jahrhundert. in [16], S. 1-24.
- [44] Ders., *Ursachen und Folgen der innerstädtischen Auseinandersetzungen in Köln in der zweiten Hälfte des 14. Jahrhunderts*. Köln 1980.
- [45] Ders., Berechnungen zur Kölner Tuchproduktion des 14.-17. Jahrhunderts. in : *JbKGV*, 51, 1980, S. 89-106.
- [46] Ders., Die Kölner Gaffeln in der zweiten Hälfte des 14. und zu Beginn des 15. Jahrhunderts. in : *Rheinische Vierteljahrsblätter*, 47, 1983, S. 124-47.
- [47] Ders., Die Gaffel Windeck im 14. und 15. Jahrhundert. in : *JbKGV*, 57, 1986, S. 17-74.
- [48] Ders., Herrschaft der Geschlechter 1288-1396. in [19] - I, S. 246-9.
- [49] Ders., Herrschaft des Gaffelrates. in [19] - II, S. 8-11.
- [50] Oexle, O. G., Die mittelalterliche Zunft als Forschungsproblem. in : *BDLG*, 118, 1982, S. 69-110.
- [51] Reininghaus, W., Das "ganze Haus" und die Gesellengilden. in : Elkar, R. S. (hrsg.), *Deutsches Handwerk in Spätmittelalter und frühen Neuzeit*. Göttingen 1983, S. 55-70.
- [52] Ders., Zur Handwerksgeschichte in der DDR. Bemerkungen zu Forschungen zwischen 1970 und 1989. in : *BDLG*, 126, 1990, S. 283-99.
- [53] Ders., *Gewerbe in der frühen Neuzeit*. Oldenburg 1990.
- [54] Schnyder, A., Die St. Ursula-Bruderschaft der Kölner Leiendecker. in : *JbKGV*, 52, 1982, S. 1-87.
- [55] Schulz, K., *Handwerksgesellen und Lohnarbeiter. Untersuchungen zur oberrheinischen und oberdeutschen Stadtgeschichte des 14. bis 17. Jahrhunderts*. Sigmaringen 1985.
- [56] Simon-Muscheid, K., *Basler Handwerkszünfte im Spätmittelalter*. Bern/Frankfurt aM. 1988.
- [57] Stein, W., Zur Vorgeschichte des Kölner Verbundbriefes vom 14. September 1396. in : *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst*, 12, 1893, S. 162-202, 268-320.
- [58] Steinbach, F., Zur Sozialgeschichte von Köln im Mittelalter (1964). in : Petri, F./Droege, G. (hrsg.), *Collectanea Franz Steinbach*. Bonn 1967, S. 671-690.
- [59] Takita, H., Der Wandel im Kölner Zunftwesen im 16. Jahrhundert, dargestellt am Beispiel der Lohgerber- und Harnischmacherzunft. in : *Scripta Mercaturae*, 1982-1, S. 1-20.
- [60] Ders., Wirtschaftliche Stadt-Umland-Beziehungen des Kölner Raums im Spätmittelalter. Eine Fallstudie zur Kölner Harnischmacherzunft. in : Verhulst, A./Morimoto, Y. (hrsg.), *Landwirtschaft und Stadtwirtschaft im Mittelalter*. Gent/Fukuoka 1994, S. 185-224.
- [61] 江川由布子「14世紀前半シュトラスブルクにおける市制改革」(一)(二)『比較都市史研究』12-1, 1993年, p. 35-53 : 同誌12-2, 1993年, p. 29-47。
- [62] 佐久間弘展「近世南東ドイツの職人運動」『歴史学研究』651, 1994年, p. 91-101。
- [63] 斯波照雄「リュウベックにおける1408~16年の『闘争』について」『史学雑誌』93-8, 1984年, p. 47-76。
- [64] 斯波照雄「ブラウンシュヴァイクにおける1374~86年の『シヒト』について——蜂起の原因と主導者の検討を中心に」『社会経済史学』54-4, 1988年, p. 64-92。
- [65] 斯波照雄「14・15世紀ハンザ都市における市民抗争の社会経済的背景」『明海大学不動産学部論集』3, 1995年, p. 55-69。
- [66] 瀬原義生「シュトラスブルクにおけるツunft闘争」(上)(下)『立命館大学』225, 1964年, p. 1-27 : 同誌226, 1964年, p. 53-88。
- [67] 野崎直治「ドイツ中世における民衆蜂起の諸相」同著『ドイツ中世社会史の研究』早稲田大学出版部 1995年, p. 128-161。
- [68] 服部良久「中世末期のリュウベックにおける市民闘争」『史林』59-3, 1976年, p. 106-145。
- [69] 林毅「中世ケルン市における政治的動乱——『平民都市』の実体」同著『西洋中世自治都市と都市法』敬文堂 1991年, p. 27-46。

- [70] 藤田幸一郎『手工業の名誉と遍歴職人，近代ドイツの職人世界』未来社 1994年。
- [71] 森田安一『スイス中世都市史研究』山川出版 1991年。
- [72] 田北廣道「中世後期のケルン財政構造とツunft闘争——ケルン都市会計簿の分析を中心に」『社会経済史学』43-5, 1978年, p. 19-39。
- [73] 同「14-16世紀ケルンにおけるツunft制度の変質過程——中世後期ケルン『経済構造の転換』の基礎過程」『経済学研究』46-4・5, 1981年, p. 317-48。
- [74] 同「イルジーグラーの中世後期ケルン『経済構造の転換』論の諸問題」『比較都市史研究』2-2, 1983年, p. 31-47。
- [75] 同「1960年以降東ドイツ学界における中世盛期・後期の都市・農村関係に関する研究」(上)(下)『商学論叢』29-4, 1985年, p. 1075-1108; 同誌30-2, 1985年, p. 65-111。
- [76] 同「1960年以降西ドイツ学界における中世盛期・後期の都市・農村関係に関する研究」(上)(中)(下)『商学論叢』31-1, 1986年, p. 113-66; 同誌32-1, 1987年, p. 59-93; 同誌32-3, 1987年, p. 131-62。
- [77] 同「西欧中・近世のツunft・手工業史に関する最近の研究動向——西ドイツ学界を中心に」『商学論叢』31-3・4, 1987年, p. 339-434。
- [78] 同「14-16世紀ケルン職人史研究序説——中世後期職人運動『非展開』地域の構造解明に向けて」『福岡大学総合研究所報』105, 1988, p. 21-49。
- [79] 同「14-16世紀ケルン職人運動の諸要因」『商学論叢』33-1, 1988年, p. 291-324。
- [80] 同「西欧中・近世ツunft史研究の新たな展望——H. レンツェの地域類型論をめぐって」『商学論叢』34-1, 1989年, p. 159-91。
- [81] 同「中・近世ラインラントにおけるツunft・手工業史研究の諸問題——『ライン都市図』を中心とした中間総括」(1)(2)『商学論叢』34-2・3, 1989年, p. 563-601; 同誌34-4, 1990年, p. 869-900。
- [82] 同「中世後期の職人史研究の新動向——1970年代以降のドイツ学界」『福岡大学総合研究所報』135, 1991年, p. 1-31。
- [83] 同「14-16世紀小都市における支配とツunft——『修道院都市』ジークブルクの場合」『経済学研究』57-3・4, 1992年, p. 361-92。
- [84] 同「統合化の東ドイツ経済史学の動向」九州大学ドイツ経済研究会編『統合ドイツの経済的諸問題』九州大学出版会 1993年, p. 151-78。
- [85] 同「中世後期ケルン空間の中心地システムの確立——小都市ジークブルクの市場機能からみた」『経済学研究』59-3・4, 1994年, 257-94。
- [86] 同「中世後期都市デュレンにおける支配とツunft——ガッフェル体制の成立とその意義」(1)(2)『経済学研究』59-5・6, 1994年, p. 265-85; 同誌60-3・4, 1994年, p. 243-60。